

山梨県クビアカツヤカミキリ緊急防除対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、令和8年7月に特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」が本県で初めて確認されたことを受け、クビアカツヤカミキリのまん延を防止するため、市町村及び施設管理者等が実施する薬剤散布によるクビアカツヤカミキリ緊急防除対策事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者、補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象者は、別表の補助事業者の欄に掲げる者とする。

2 補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(実施要領)

第3条 補助対象事業の実施方法、補助対象経費上限額の算定に必要な事項、対象樹木の範囲、実績確認書類、交付申請兼実績報告の手続その他補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める実施要領によるものとする。

(補助金交付申請兼実績報告書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の完了後、補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書又はこれに代わる書類

(3) 対象施設及び対象樹木の概要が分かる書類

(4) 薬剤散布実績及び簡易調査の内容が分かる書類

(5) 使用薬剤の種類及び数量が分かる書類

(6) 契約書、請求書、領収書その他支出の根拠が分かる書類

(7) 市町村が補助金、交付金その他これらに類する経費を交付した場合は、当該制度の内容及び交付実績が分かる書類

(8) 県から薬剤の現物支給を受けた場合は、当該薬剤の使用数量が分かる書類

(9) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請兼実績報告を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 補助事業者は、同一の補助対象経費について、国、県、市町村その他の団体から補助金、助成金、交付金、現物支給その他これらに類する支援を受ける場合には、当該支援に相当する額を控除して交付申請兼実績報告を行わなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請兼実績報告書の提出があった場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その内容が補助金の交付の目的及び条件に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定し、あわせて交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定及び額確定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業者は、補助事業に係る契約、支出その他補助事業に要する経費の使用方法について、実施要領に定める事項を遵守すること。
 - （2）補助事業者は、県が委託、直営、薬剤の現物支給その他の方法により実施する防除対策と重複して補助金の交付を受けてはならないこと。
 - （3）補助事業者は、同一の補助対象経費について、国、県、市町村その他の団体から補助金、助成金、交付金、現物支給その他これらに類する支援を受ける場合には、当該支援に相当する額を控除しなければならないこと。
 - （4）補助事業者は、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、第4条第2項及び第8条の規定に従い、必要な減額、報告及び返還を行わなければならないこと。
 - （5）補助事業により取得し、又は効用の増加した機械、器具その他の財産のうち知事が別に定めるものについては、知事が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- 2 市町村である補助事業者は、自治会、地域団体、施設管理者、企業その他の者に対し、市町村が補助金その他これに類する支援を行う場合には、当該支援を受ける者に対し、前項各号に掲げる条件を履行するために必要な条件を付するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第7条 補助金は、第5条の規定による交付決定及び額の確定後、精算払により交付するものとする。

- 2 第5条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8条 補助事業者は、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合

には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械、器具その他の財産のうち知事が別に定めるもの（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、必要があると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（交付決定の取消し等）

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助金を他の用途へ使用したとき。
- （2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- （4）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （5）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
- （6）その他知事が補助金の交付を不相当と認めるとき。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 4 補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（書類の保管）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

- 2 補助事業により取得財産等がある場合は、補助事業者は、補助事業終了の年度の翌年

度から起算して第9条第1項の規定により知事が別に定める期間を経過するまでは、前項の帳簿及び証拠書類を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

- 3 市町村である補助事業者は、自治会、地域団体、施設管理者、企業その他の者に対し、市町村が補助金その他これに類する支援を行う場合には、当該支援を受ける者に対し、第1項に準じて必要な帳簿及び証拠書類を整備保管させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月24日から施行し、令和8年7月15日から適用する。

別表

補助事業者	事業の内容及び補助対象経費	補助率
市町村	1 事業の内容 クビアカツヤカミキリのまん延を防止するため、市町村が実施する次に掲げる事業。 (1) 市町村施設における薬剤散布緊急防除対策事業 市町村が管理する庁舎、公園、公立小中学校、公民館、指定管理施設、山林その他の市町村が管理する施設に存する2に掲げる農地以外の土地に存する補助対象樹木について、薬剤散布による緊急防除対策を実施する事業。 (2) 地域・民間施設等における薬剤散布緊急防除対策事業 民家、寺社、自治会等が管理する地域の樹木、県が直接実施又は直接補助により対応する施設以外の民間施設その他地域に存する2に掲げる農地以外の土地に存する補助対象樹木について、市町村が薬剤散布による緊急防除対策を実施する事業又は自治会、地域団体、施設管理者、企業その他の者が実施する薬剤散布による緊急防除対策に対し、市町村が補助金、交付金その他これらに類する支援を行う事業。 2 補助対象樹木 農地以外の土地に存するサクラ、ウメ、モモ、スモモ、ハナモモ、アンズ、オウトウその他クビアカツヤカミキリが加害するおそれがあると認められるバラ科樹木。 なお、農地内に存する樹木に係る経費は、当該樹木が主として農業生産の用に供されるものであるか否かを問わず、補助対象としない。 3 補助対象期間 令和8年7月15日から同年9月30日までに実施した事業に要する経費。 4 補助対象経費 薬剤散布による緊急防除対策の実施に必要な次に掲げる経費。 (1) 報償費 自治会、地域団体、農業者その他市町村が適当と認める者が、地域・民間施設等における薬	当該経費の10分の10以内

	剤散布による緊急防除対策に協力した場合に支払う謝金その他これに類する経費。 ただし、通常の人件費、給与、賃金、役員報酬その他これらに類する経費を除く。 （２）人件費 今回の薬剤散布による緊急防除対策の実施のために新たに任用する会計年度任用職員に係る報酬、給料、職員手当等及び共済費その他これらに類する経費。 （３）需用費 薬剤費、消耗品費、防除資材費、印刷製本費その他薬剤散布による緊急防除対策の実施に必要な経費。 （４）役務費 薬剤散布、通信運搬、広告掲載、手数料その他薬剤散布による緊急防除対策の実施に必要な役務の提供に要する経費。 （５）委託料 薬剤散布を事業者等に委託して実施するために必要な経費。 （６）使用料及び賃借料 薬剤散布に必要な機械、器具、車両その他資機材の使用又は賃借に要する経費。 （７）備品購入費 薬剤散布に必要な噴霧器その他の資機材の購入に要する経費。 ただし、市町村が購入し、適正に管理するものに限るものとし、自治会、地域団体、指定管理者、施設管理者その他の者に貸与して使用させるものを含む。 （８）負担金、補助及び交付金 市町村が、自治会、地域団体、施設管理者、企業その他の者に対し、地域・民間施設等における薬剤散布による緊急防除対策を実施するため、市町村の補助制度等に基づき交付する補助金、交付金その他これらに類する経費。 ただし、当該補助金、交付金その他これらに類する経費の対象となる事業は、薬剤散布による緊急防除対策の実施に直接必要なものに限る。 なお、市町村が一般市民、自治会、地域団体、施設管理者、企業その他の者に対し、噴霧器その他の備品購入費を助成する経費は、補助	
--	--	--

	対象としない。 (9) その他薬剤散布による緊急防除対策の実施に直接必要な経費であって、知事が必要と認めるもの 5 補助対象経費上限額 補助対象経費の上限額は、次の算式により算定した額とする。 <u>補助対象経費上限額</u> <u>＝(薬剤散布実績本数) × 15,600 円 一県支給薬剤費相当額</u> この場合において、薬剤散布実績本数は、補助対象期間内に補助対象樹木に対して薬剤散布を実施した本数とし、県支給薬剤費相当額は、県から現物支給を受けた薬剤の購入に相当する額とする。 6 補助対象外経費 次に掲げる経費は、補助対象としない。 (1) 正規職員の人件費、通常業務に従事する既存職員の人件費、補助事業者から補助その他の支援を受ける者の職員に係る人件費（給与、賃金、報酬、職員手当、共済費）その他これらに類する経費。 (2) 通常管理運営に要する経費、一般的な事務所経費、恒常的な広報に要する経費その他薬剤散布による緊急防除対策との直接の関連性が明らかでない経費。 (3) 市町村が一般市民、自治会、地域団体、施設管理者、企業その他の者に対して交付する備品購入に係る補助金、交付金その他これらに類する経費。 (4) 同一の経費について、国、県、市町村その他の団体から補助金、助成金、交付金、現物支給その他これらに類する支援を受けている場合における当該支援相当額。 (5) 県が委託、直営、薬剤の現物支給その他の方法により薬剤散布を実施する施設等に係る経費。 (6) 農地内に存する樹木に係る経費。 (7) 補助対象期間外に実施した事業に要する経費。 (8) 伐採、伐根、剪定、枝葉又は伐採木の運搬、処分、焼却、チップ化、ネット被覆、	
--	--	--

	樹幹注入その他薬剤散布以外の防除対策に係る経費。 (9) その他知事が補助対象として適当でないと認める経費。	
次に掲げる施設（以下本表及び様式において「特定民間施設」という。）を管理する者 1 工業団地 2 大学、短期大学、専門学校 3 私立小学校、中学校、高等学校 4 私立幼稚園、保育所、認定こども園 5 病院 6 その他知事が必要と認める施設	1 事業の内容 補助事業者が管理する施設に存する2に掲げる農地以外の土地上に存する補助対象樹木について、クビアカツヤカミキリのまん延を防止するため、薬剤散布による緊急防除対策を実施する事業。（以下本表及び様式において「特定民間施設における薬剤散布緊急防除対策事業」という。） 2 補助対象樹木 農地以外の土地上に存するサクラ、ウメ、モモ、スモモ、ハナモモ、アンズ、オウトウその他クビアカツヤカミキリが加害するおそれがあると認められるバラ科樹木。 なお、農地内に存する樹木に係る経費は、当該樹木が主として農業生産の用に供されるものであるか否かを問わず、補助対象としない。 3 補助対象期間 令和8年7月15日から同年9月30日までに実施した事業に要する経費。 4 補助対象経費 薬剤散布による緊急防除対策の実施に必要な次に掲げる経費。 (1) 需用費 薬剤費、消耗品費、防除資材費その他薬剤散布による緊急防除対策の実施に必要な経費。 (2) 役務費 薬剤散布、手数料その他薬剤散布による緊急防除対策の実施に必要な役務の提供に要する経費。 (3) 委託料 薬剤散布を事業者等に委託して実施するために必要な経費。 (4) 使用料及び賃借料 薬剤散布に必要な機械、器具、車両その他資機材の使用又は賃借に要する経費。 (5) その他薬剤散布による緊急防除対策の実	当該経費の10分の10以内

	施に直接必要な経費であって、知事が必要と認めるもの 5 補助対象経費上限額 補助対象経費の上限額は、次の算式により算定した額とする。 <u>補助対象経費上限額</u> <u>＝(薬剤散布実績本数) × 15,600 円 一県支給薬剤費相当額</u> この場合において、薬剤散布実績本数は、補助対象期間内に補助対象樹木に対して薬剤散布を実施した本数とし、県支給薬剤費相当額は、県から現物支給を受けた薬剤の購入に相当する額とする。 6 補助対象外経費 次に掲げる経費は、補助対象としない。 (1) 常勤職員、従業員その他補助事業者の職員に係る人件費（給与、賃金、報酬、職員手当、共済費）その他これらに類する経費。 (2) 噴霧器その他の備品購入に係る経費。 (3) 第三者に対して交付する補助金、交付金その他これらに類する経費。 (4) 通常管理運営に要する経費、一般的な事務所経費、恒常的な広報に要する経費その他薬剤散布による緊急防除対策との直接の関連性が明らかでない経費。 (5) 同一の経費について、国、県、市町村その他の団体から補助金、助成金、交付金、現物支給その他これらに類する支援を受けている場合における当該支援相当額。 (6) 県が委託、直営、薬剤の現物支給その他の方法により薬剤散布を実施する施設等に係る経費。 (7) 農地内に存する樹木に係る経費。 (8) 補助対象期間外に実施した事業に要する経費。 (9) 伐採、伐根、剪定、枝葉又は伐採木の運搬、処分、焼却、チップ化、ネット被覆、樹幹注入その他薬剤散布以外の防除対策に係る経費。 (10) その他知事が補助対象として適当でないと認める経費。	
--	--	--

備考

- 1 市町村が交付する補助金、交付金その他これらに類する経費については、当該補助金等の対象事業、対象経費、対象期間、補助率、上限額、実績確認方法その他必要な事項が、県の補助目的に適合するものに限り、補助対象とする。
- 2 補助対象経費の上限額、実績確認書類、対象経費の詳細その他必要な事項は、実施要領に定めるところによる。
- 3 県から薬剤の現物支給を受ける場合は、当該薬剤の購入に相当する経費を補助対象としない。
- 4 噴霧器その他の備品購入費は、市町村が購入し、適正に管理するものに限り補助対象とし、市町村以外の補助事業者に係る備品購入費及び市町村が第三者に対して行う備品購入費助成は、補助対象としない。
- 5 補助対象事業は、県が実施する防除対策、県が直接補助する防除対策、県による薬剤の現物支給その他の支援と重複して補助対象とすることはできない。